

第79回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2020年3月27日（金曜日）午前10時

開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

株 主 各 位

証券コード 6592
2020年3月6日

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社
代表取締役社長 **大越 博雄**

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年3月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2020年3月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第79期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「個別計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）において掲載させていただきます。

◎ 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますが、本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年3月27日（金曜日）午前10時

場所

千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）午後5時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

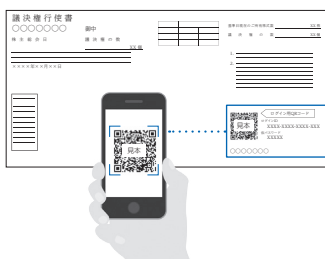
- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年30円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の30%（1株当たり換算）を特別配当として加算することにしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の基準に基づく算定結果及び経営環境を総合的に勘案いたしまして、1株当たり135円（普通配当30円、特別配当105円）とさせていただき、すでに2019年9月に1株当たり67円（普通配当15円、特別配当52円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金68円

(うち 普通配当15円、特別配当53円)

総額 4,538,015,156円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充當いたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当
1	再任 大 越 博 雄	代表取締役社長CEO
2	再任 糸 川 真 人	代表取締役COO 専務執行役員 内部統制担当 品質・環境統括
3	再任 片 山 寛 太 郎	取締役 常務執行役員 社長補佐 関係会社統括
4	再任 谷 口 真 一	取締役 執行役員 技術統括 製造本部長
5	再任 伊 豫 田 忠 人	取締役 グループ執行役員 米州総代表
6	再任 植 西 英 史	取締役 執行役員 事業副統括 製品開発管掌
7	再任 御 手 洗 尚 樹	社外取締役
8	再任 堤 和 彦	社外取締役
9	再任 小野ジョディー	社外取締役

社外取締役

独立役員

社外取締役

独立役員

社外取締役

独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 大越 博雄 (1961年7月9日生) 再任	1984年 4 月 当社入社 1990年 6 月 萬寶至實業有限公司購買課長 1996年 8 月 同社総経理室長 2002年 5 月 同社董事兼総務部長兼人事部長 2002年10月 当社経営企画室長 2003年 3 月 当社事業基盤改革推進本部副本部長 2004年 1 月 当社経営企画部長 2009年11月 当社執行役員管理本部長 2011年 3 月 当社取締役執行役員管理本部長 2013年 3 月 当社代表取締役社長・社長執行役員 2019年 3 月 当社代表取締役社長ＣＥＯ（現在）	18,390株
【取締役候補者とした理由】 2013年3月に代表取締役社長に就任以降、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、当社グループの最高経営責任者として事業拡大と企業価値の向上に大きく貢献しております。グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、今後も当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	 糸川 真人 (1960年1月29日生) 再任	1984年 4 月 当社入社 1985年 1 月 萬寶至馬達股份有限公司生産技術課 1991年 9 月 当社技術本部生産技術部工程設計課 2002年 3 月 当社技術部生産技術室製造技術課長 2005年 3 月 当社品質保証部長 2009年11月 当社執行役員品質保証部長 2013年 3 月 当社取締役執行役員品質保証部長 2016年 3 月 当社取締役執行役員品質保証本部長 2017年 3 月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長 2018年 3 月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長内部統制担当 2019年 3 月 当社代表取締役ＣＯＯ専務執行役員内部統制担当品質・環境統括（現在）	39,360株
【取締役候補者とした理由】 当社グループの品質・環境保証全般に関わる企画立案・実行を統括し、また、内部統制担当を兼務するなど、豊富な経験と高い知識を有するとともに、2019年3月から最高執行責任者として当社グループの経営を牽引しております。当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 かたやまひろたろう 片山寛太郎 (1969年1月23日生) 再任	1991年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社パワーユニットモーター事業部業務管理グループマネジャー 2007年 3 月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 2014年 2 月 当社生産本部副本部長 2014年 7 月 当社生産本部長 2015年 3 月 当社取締役執行役員生産本部長 2017年 3 月 当社取締役常務執行役員事業統括 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員社長補佐関係会社統括（現在）	10,760株
【取締役候補者とした理由】 当社グループの業務全般について社長を補佐するとともに、関係会社全体を統括するなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			
4	 たにぐちしんいち 谷口真一 (1965年2月16日生) 再任	1987年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社パワーユニットモーター事業部部長補佐 2013年 3 月 当社技術本部第二製品開発部長 2013年12月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 2018年 1 月 当社開発本部副本部長 2018年 3 月 当社執行役員開発本部副本部長 2018年 7 月 当社執行役員製造本部長 2019年 3 月 当社取締役執行役員技術統括製造本部長（現在）	8,822株
【取締役候補者とした理由】 技術戦略・研究開発方針に関する責任者として、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 伊 豫 田 忠 人 (1968年11月22日生) 再 任	1999年 4 月 当社入社 2004年 4 月 萬寶至實業有限公司總經理室長 2007年 6 月 当社経営企画部国際戦略企画グループマネジャー 2009年11月 当社経営企画部部長補佐 2010年 1 月 当社経営企画部長 2013年 3 月 当社執行役員管理本部長 2015年 3 月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年 3 月 当社取締役グループ執行役員米州総代表（現在）	8,590株
【取締役候補者とした理由】 本社及び海外子会社の経営企画部門及び管理部門の統括に携わった後、2018年 3 月から米州総代表を務めるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	 植 西 英 史 (1960年 3 月15日生) 再 任	2004年 3 月 当社入社 2004年10月 当社技術本部製品開発部製品開発三グループマネジャー 2007年 7 月 当社技術本部第二製品開発部長 2013年 3 月 当社技術本部副本部長 2015年 3 月 当社執行役員技術本部副本部長 2017年 3 月 当社取締役執行役員開発本部長 2019年 3 月 当社取締役執行役員事業副統括製品開発管掌（現在）	7,504株
【取締役候補者とした理由】 製品開発の管掌として新製品の開発及び既存製品の改良活動に携わるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 御手洗 尚樹 (1952年10月30日生) 再任 社外取締役 独立役員	1976年 4 月 株式会社日立製作所入社 2000年 7 月 同社労政部長 2004年 4 月 同社情報・通信グループ公共システム営業統括本部副統括本部長 2005年 4 月 同社グループ戦略本部Gー経営戦略部門グループ会社室長 2006年 1 月 同社グループ戦略本部グループ会社室長 2010年 4 月 同社人財統括本部総務本部長 2011年 4 月 同社執行役常務人財統括本部長兼総務本部長 2014年 4 月 株式会社日立ハイテクノロジーズ執行役専務CHRO (Chief Human Resources Officer) 兼リスクマネジメント責任者兼CRO (Chief Risk management Officer) 2015年 4 月 同社代表執行役執行役副社長 2016年 4 月 同社エグゼクティブアドバイザー 2017年 3 月 当社社外取締役 (現在) 2019年11月 筑波大学客員教授 (現在)	1,700株
【社外取締役候補者とした理由】			
株式会社日立製作所及びそのグループ企業の執行役として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言を期待できると同時に、経営全般の監督機能の強化を図ることができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
8	 堤 和彦 (1952年10月24日生) 再任 社外取締役 独立役員	1982年 4 月 三菱電機株式会社入社 2006年10月 同社先端技術総合研究所副所長 2008年 4 月 同社先端技術総合研究所所長 2010年 4 月 同社常務執行役開発本部長 2014年 4 月 同社顧問 2014年 4 月 金沢工業大学客員教授 (現在) 2018年 4 月 三菱電機株式会社特任技術顧問 (現在) 2019年 1 月 IEC (International Electrotechnical Commission/国際電気標準会議) 副会長 (現在) 2019年 3 月 当社社外取締役 (現在)	—
【社外取締役候補者とした理由】			
工学博士として専門知識を活かし、三菱電機株式会社において長年にわたり開発部門に携わるとともに、同社常務執行役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して適切な監督・助言を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 おの 小野ジョディー (1966年11月7日生) 再任 社外取締役 独立役員	2005年 6 月 ストックホルム商科大学移行経済研究所大学最高執行責任者 2013年 1 月 テキサス A & M 大学講師 2015年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任講師 2017年11月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任准教授 (現在) 2019年 3 月 当社社外取締役 (現在)	—
【社外取締役候補者とした理由】 国内・海外において、大学教育や実務家の育成促進に従事しており、豊富な国際経験と人材育成に関する専門知識と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して適切な監督・助言を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏は、社外取締役候補者であります。
3. 御手洗尚樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。堤和彦氏及び小野ジョディー氏の社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性における基準を定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していない者とみなす。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする業務執行者又は当社グループが主要な取引先とする業務執行者（主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入れ先であって、双方いずれかにおいて、その事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。）
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）多額とは、役員報酬以外で、年間1,000万円以上の金銭や財産上の利益を得ることをいう。
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
- (5) 当社の議決権の10%以上を保有する大株主
- (6) 当社グループから年間1,000万円以上の多額の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 社外役員の相互就任関係となるほかの会社の業務執行者
- (8) 過去3年間に於いて(2)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の近親者（配偶者、二等親内の親族又は同居の親族）
重要な者とは、社外取締役を除く取締役、執行役員、理事及び部長以上の上級管理職にある者

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に関して検討した結果、会社法の規定に基づき、第79回定時株主総会において陳述すべき事項はないとの結論に至りました。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、貿易や経済環境への懸念等を背景に、景気の減速傾向が一段と強まりました。米国経済は、雇用環境の継続的な改善を背景に個人消費が拡大し、底堅い成長を持続しました。欧州経済は、輸出に下げ止まりの兆しが見えた一方で、ドイツ製造業の停滞等により成長ペースは鈍いものとなりました。我が国経済は、雇用環境の改善に伴う個人消費の拡大及び設備投資の増加により緩やかに拡大しました。新興国経済は、中国経済の成長ペースに減速が見られ、全体としても成長が鈍化しました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、北米が堅調に推移したものの欧州及び中国市場を中心に減少が見られました。民生・業務機器市場は、一部の用途で市場縮小が継続しました。

このような景況下、当社グループは、「パワーウィンドウ用モーター事業の成長加速」、「中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大」、「民生・業務機器用分野における新用途開拓」、「省人化及び“次世代ものづくり革新”の推進」、「グローバル拠点戦略の推進」を課題に掲げ、取り組んでまいりました。具体的には、「北米大手自動車メーカー3社目となるお客様からの認証取得に向けた活動が大きく前進」、「小型電装用途における高いシェアとブラシレスモーターの経験を活かし、お客様の製品開発の初期段階から参画することで高い受注率を実現」、「移動体用等の成長市場と既存市場の双方で大型受注を獲得」、「第3期省人化計画（2017～2019年）の計画どおりの達成」、「グローバルレベルでの地産地消を推進、貿易や経済環境の変化に対応」など、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

しかしながら、世界経済の減速傾向等を背景に、当期連結売上高は1,318億7百万円（前期比7.9%減）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,317億9千9百万円（前期比7.9%減）であります。

営業利益につきましては、売価・プロダクトミックスの改善や銅・鋼材など市況品の価格変化といった増益要因の一方、円高、販売数量の減少並びにコストアップといった減益要因もあり、175億4千4百万円（前期比17.4%減）となりました。

経常利益は、為替差益が減少したことなどにより208億5千4百万円（前期比15.9%減）、税金等調整前当期純利益は、前期に計上していた当社100%子会社であります萬寶至實業有限公司（香港マブチ）における不動産の売却に伴う固定資産売却益という一時的要因がなくなったことなどにより201億7千9百万円（前期比31.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は142億3千4百万円（前期比37.9%減）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は、979億5千9百万円（前期比6.0%減）と減少しました。重点強化事業である中型電装用途では、パワーウインドウ用は、北米大手自動車メーカー向けに高トルク標準品は増加したものの、中国市場における自動車生産台数低迷の影響により減少しました。パワーシート用は、プロダクトミックスの変化、搭載車種の生産終了及び市場低迷により減少しました。パーキングブレーキ用は、搭載車種の拡大及び装備率の上昇により増加しました。ドアロック、ミラー及びエアコンダンパー用等の小型電装用途は、シェアを維持したものの、世界的な市場の減速により低調に推移しました。

② 民生・業務機器市場

売上高は、338億4千万円（前期比12.9%減）と減少しました。理美容関連機器用は、歯ブラシ用の中高級セグメントが堅調に推移したものの、一部用途で採算性重視の方針による受注絞り込みの影響により減少、インクジェットプリンター及びカーCDプレーヤー用においては市場縮小が継続しました。

<連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用 途 市 場	第79期 (2019年12月期)	前 期 比 (%)	構 成 比 (%)
	金 額 (百万円)		
自 動 車 電 装 機 器	97,959	△6.0	74.3
民 生 ・ 業 務 機 器	33,840	△12.9	25.7
合 計	131,799	△7.9	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上があるため、連結売上高合計とモーター売上高は一致していません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ等の建物建設費用に41億3千5百万円、研究開発設備に2億6千4百万円、IT関連費用に4億1百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に131億1千3百万円、合わせて179億1千5百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は、地政学的な緊張や経済環境の懸念に加えて、新型コロナウイルスによる公衆衛生上の懸念を背景に不透明感が増しており、成長率は鈍化するものと見込まれます。先進国においては、米国経済は、内需主導の成長により引き続き堅調に推移すると見込まれるものの、通商政策の動向に懸念があり成長ペースの鈍化が見込まれます。欧州経済は、英国のEU離脱後の交渉に対する懸念及びドイツ経済の減速が予測されることから、低成長が見込まれます。我が国経済については、消費増税に伴う景気対策に支えられ、引き続き緩やかな成長が見込まれます。新興国経済全体としては緩やかな成長が予測されるものの、中国経済は不透明感が増しており、成長率が更に鈍化するものと見込まれます。

当社グループの関連市場におきましては、引き続き自動車電装機器市場は、北米及び欧州市場が微減となることに加えて、中国市場の減速が予測されることから、前期比で減少が見込まれます。民生・業務機器市場についても同様に、中国市場の減速が予測されることから、伸び率の鈍化が見込まれます。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① パワーウインドウ用モーター事業の成長加速

パワーウインドウ用モーター事業は、中国市場において、変化の激しい環境に素早く対応すべく、統括会社（管理性公司）である「マブチモーターチャイナ」を設立し、環境変化に対する早期のキャッチアップ、マーケティング機能の拡充及び販売体制の強化に取り組んでまいりました。具体的には、これまで中国市場において高いシェアを実現してきたパワーウインドウ用モーターを、新たな標準モーターへと切り替えを加速することでお客様のより高いレベルのご要望にお応えいたしました。新たに大型案件も獲得しており、更なるシェア拡大に向けて取り組んでまいります。欧州においても中国同様、競争環境が大きく変化しておりますが、欧州販売拠点のR&D機能の強化により、特に技術的な対応をより迅速に行うことが可能となりました。この取り組みによって、競合から当社への切り替えの引合いをいただくなどの成果が得られております。また、2018年に受注した欧州高級自動車メーカーからの受注も、順調に対応車種を拡大しております。米国においては、3社目となる北米自動車メーカーからの受注獲得を目指し、米州拠点と一体になって販売体制の強化、新製品の開発を継続して進めてまいります。

② 中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大

パワーシート及びパーキングブレーキ用をはじめとする中型電装用モーターは、自動車の安全性・快適性・経済性の追求を背景として、今後も継続的な市場の拡大が期待できる分野であり、様々な新用途が生まれています。引き続きこれらの新用途に対応する新製品開発を進めてまいります。競争力の高い用途別標準モーターにて新たなお客様への拡販に取り組み、売上の拡大を図ってまいります。小型電装用モーターにつきましては、当社が圧倒的な強みを持つ既存用途での優位性を維持・向上しつつ、新用途向けをはじめとする新たな引合いにおいて、当社の強み・市場性・収益性等を判断し、競争力のある新製品を積極的に開発、拡販してまいります。

③ 民生・業務機器用分野における新用途開拓

民生・業務機器用分野につきましては、従来の「小型」かつ「ブラシ付」のモーターを主軸とした事業活動に加えて、新用途を開拓し新たな需要を創造するために、「ブラシレスモーター」の開発と拡販にも力を入れております。移動体用ブラシレスモーターにつきましては、新たな採用及び既に採用いただいているお客様向けの出荷が順調に進んでおります。移動体用ブラシレスモーターは、お客様から引き続き多数の引合いをいただいておりますが、用途を移動体に限定せず多用途への展開も図り、より多くの受注獲得に向けて拡販活動を強化してまいります。また、理美容関連機器用途においては、お客様のハイエンド市場向け新製品の投入に合わせて開発したモーターの販売を引き続き強化してまいります。民生・業務機器用分野は、開発から販売開始までの期間が短く、お客様の製品開発に同期したモーターの開発が求められます。当社がこれまでに培ってきた技術を更に向上させることでお客様のご要望にお応えしてまいります。

④ 省人化及び次世代ものづくり革新の推進

3年間で30%超の省人化を目指した第1期（2011年から2013年まで）及び第2期（2014年から2016年まで）の省人化計画は、それぞれ計画どおり30%超の省人化を達成し、生産工程の改革が大きく前進いたしました。これに続く第3期省人化計画となる2017年から2019年までの3年間についても、2016年比で30%の省人化を実現するという高い目標を引き続き掲げて取り組み、省人化目標を達成いたしました。この活動は、省人化だけでなく設備開発機能の大きな強化につながりました。省人化とともに革新的マザーライン開発等の活動を通じて蓄積した、自動化・高効率化のノウハウをベースに、今後も品質と生産性を高いレベルで両立する「次世代ものづくり革新」に更に磨きをかけてまいります。具体的には、「ものづくりコストの最小化」と「ものづくり技術の国際分業体制確立」という、2本の柱をメインとした活動を推進し、人材の育成や仕組みづくりとともに、これらを着実に実行してまいります。

⑤ グローバル拠点戦略の推進

ものづくりを取り巻く環境の変化や、お客様の工場に近接した立地でのモーター生産ニーズの高まり等を受け、2014年8月にメキシコ合衆国に米州地域において当社初となる生産拠点「メキシコマブチ」を設立、また、2017年1月にはポーランド共和国に、欧州地域における当社初の生産拠点「ポーランドマブチ」を設立いたしました。これらの生産拠点の設立をはじめ、グローバル拠点戦略の整備に取り組んできたことが、近年の変化の激しい外部環境への対応力向上に貢献しております。中国では、統括会社の設立により現地に即応した対応を強化しております。また、米州においてはメキシコマブチの生産ラインの増設、生産性の向上等を推進しております。特に各国の通商政策の影響については、アメリカマブチ・メキシコマブチとの連携により、安定的な供給を実現いたしました。欧州では、ポーランドマブチの量産開始と生産性の向上に取り組み、地産地消に基づきお客様のニーズにより高いレベルでお応えしてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2016年12月期)	第77期 (2017年12月期)	第78期 (2018年12月期)	第79期(当期) (2019年12月期)
売上高(百万円)	140,699	146,925	143,116	131,807
経常利益(百万円)	26,135	25,841	24,804	20,854
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	20,598	20,303	22,925	14,234
1株当たり当期純利益(円)	300.70	299.74	341.19	214.00
自己資本当期純利益率(%)	8.8	8.6	9.4	5.8
総資産(百万円)	258,387	269,318	267,050	268,244
純資産(百万円)	232,917	242,179	244,454	245,172
自己資本比率(%)	90.1	89.9	91.5	91.4
1株当たり純資産額(円)	3,405.14	3,579.98	3,640.08	3,690.86
1株当たり配当金(円)	120	120	135	135
配当性向(%)	39.9	40.0	39.6	63.1
純資産配当率(%)	3.5	3.4	3.7	3.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております（当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。）。
2. 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第79期（当期）の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第79回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第76期、第77期及び第78期の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、第76期及び第77期の1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
6. マブチモーター従業員持株会信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第79期（当期）の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
7. 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第76期、第77期、第78期及び第79期（当期）の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
8. 第79期（当期）より「税効果会計基準一部改正」を適用しております。第77期までの指標は遡及適用を行わない財務諸表数値を用いて算出しており、第78期の指標は遡及適用後の財務諸表数値を用いて算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
萬 寶 至 實 業 有 限 公 司	HK\$ 千 491,012	% 100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬 寶 至 馬 達 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 490,600	100	小型モーター部品並びに生産設備の製造 及び販売
万 宝 至 馬 達 大 連 有 限 公 司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華 淵 電 機 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び販売
万 宝 至 馬 達 （ 江 蘇 ） 有 限 公 司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 瓦 房 店 有 限 公 司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び販売
万 宝 至 （ 上 海 ） 管 理 有 限 公 司	RMB 千 14,167	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 （ 東 莞 ） 有 限 公 司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 貿 易 （ 深 圳 ） 有 限 公 司	RMB 千 3,614	100	小型モーター並びに部品の販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
万 宝 至 精 工 （ 東 莞 ） 有 限 公 司	RMB 千 67,999	% 100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
東 莞 道 ジ ャ オ 万 宝 至 馬 達 有 限 公 司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 （ 江 西 ） 有 限 公 司	RMB 千 313,826	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	MXN 千 2,226,392	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスパーゾー	PLN 千 198,844	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	THB 千 29,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 精 工 部 件 （ 江 門 ） 有 限 公 司	RMB 千 121,939	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 当期は、当社からマブチモーターポーランドエスパーゾーに対し1億7百万円(3,844千PLN)を追加出資しております。
3. 万宝至精工部件（江門）有限公司は、重要性が増したため当期より新たに重要な子会社として記載しております。
4. 万宝至馬達（上海）有限公司は、2019年1月28日開催の取締役会において、万宝至（上海）管理有限公司に商号を変更し、事業内容を統括会社（管理性公司）に変更することを決議いたしました。これに伴い、万宝至（上海）管理有限公司の資本金は1億5千8百万円(10,028千RMB)増加しております。
5. 万宝至馬達（江西）有限公司は、2019年12月26日を効力発生日として、万宝至馬達（江西）有限公司を存続会社、万宝至鋼板加工（江西）有限公司を消滅会社とする吸収合併を行いました。これに伴い、万宝至馬達（江西）有限公司の資本金は、16億4千3百万円(104,701千RMB)増加しております。

(11) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社23社（うち連結子会社22社）で構成されており、自動車電装機器、民生・業務機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等 (2019年12月31日現在)

① 当社（国内拠点）

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術研究所	千葉県印西市竜腹寺280番地

② 子会社（海外主要拠点）

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達（江蘇）有限公司	中国・江蘇省
万宝至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達（東莞）有限公司	中国・広東省
万宝至精工（東莞）有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達（江西）有限公司	中国・江西省
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	メキシコ・アグアスカリエンテス州
マブチモーターポーランドエスパーゾー	ポーランド・マウオポルスカ県
万宝至精工部件（江門）有限公司	中国・広東省
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
万宝至（上海）管理有限公司	中国・上海市
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司	中国・広東省
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	タイ・バンコク

(13) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部 門 の 名 称	従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
生 産 部 門	20,394 (1,316) [181]	△1,493 (△147) [△112]
販 売 部 門	256 (―) [2]	7 (―) [1]
技 術 ・ 開 発 部 門	616 (―) [―]	23 (―) [―]
管 理 部 門	795 (―) [47]	48 (―) [―]
合 計	22,061 (1,316) [230]	△1,415 (△147) [△111]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を()内数で記載しております。
 3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
849 [63]	25 [―]	43.6	17.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者(113名)を含んでおりません。
 2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 68,562,462株 (うち自己株式1,826,945株)
- (3) 株主数 21,795名 (前期末比2,506名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬 淵 隆 一	5,000,800株	7.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,460,000	5.2
公益財団法人マブチ国際育英財団	3,000,000	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,659,500	4.0
有 限 会 社 プ ル ミ エ	2,068,600	3.1
馬 淵 保	2,050,414	3.1
馬 淵 喬	2,010,600	3.0
株 式 会 社 レ イ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,746,000	2.6
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,202,500	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,120,400	1.7

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,826,945株) を控除して計算しており、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
2. 持株比率の計算上、マブチモーター従業員持株会信託が保有する139,100株、役員報酬BIP信託が保有する203,226株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2016年3月30日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の中期的な業績との連動性が高い報酬制度（業績連動型株式報酬制度）の導入を決議し、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当期末に「役員報酬BIP信託」の信託口が所有する当該株式数は203,226株であります。

② 自己株式の取得

2019年2月14日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ・取得した株式の種類及び総数 | 普通株式 777,500株 |
| ・取得価額の総額 | 2,999,646,500円 |
| ・取得した日 | 2019年2月18日より2019年3月19日まで |

③ 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2018年3月29日開催の第77回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2019年4月12日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月8日付で取締役（社外取締役を除く）5名及び執行役員8名に対して自己株式14,330株の処分を完了いたしました。

④ 信託型従業員持株インセンティブ・プラン

当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意識高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しております。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は139,100株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	発行 決議日	新株予約権 の数	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	新株予約権の 行使期間
第1回 新株予約権	2013年 3月28日	199個	当社取締役2名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 3,980株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2013年 5月21日～ 2033年 5月20日
第2回 新株予約権	2014年 3月28日	133個	当社取締役2名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,660株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2014年 4月22日～ 2034年 4月21日
第3回 新株予約権	2015年 3月27日	297個	当社取締役4名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,970株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2015年 4月21日～ 2035年 4月20日
第4回 新株予約権	2016年 3月30日	523個	当社取締役5名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 5,230株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2016年 4月21日～ 2036年 4月20日
第5回 新株予約権	2017年 3月30日	546個	当社取締役5名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 5,460株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2017年 4月21日～ 2037年 4月20日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
2. 2015年1月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものが含まれております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 越 博 雄	C E O
代 表 取 締 役	糸 川 真 人	C O O 専務執行役員 内部統制担当 品質・環境統括
取 締 役	片 山 寛 太 郎	常務執行役員 社長補佐 関係会社統括
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	グループ執行役員 米州総代表
取 締 役	植 西 英 史	執行役員 事業副統括 製品開発管掌 電装第一事業部長
取 締 役	谷 口 真 一	執行役員 技術統括 製造本部長
社 外 取 締 役	御 手 洗 尚 樹	
社 外 取 締 役	堤 和 彦	
社 外 取 締 役	小 野 ジョディー	
取 締 役 (常勤監査等委員)	染 谷 一 幸	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	増 田 亨	弁護士 増田亨法律事務所所長
社 外 取 締 役 (監査等委員)	浅 井 隆	弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー
社 外 取 締 役 (監査等委員)	唐 下 雪 絵	公認会計士唐下雪絵事務所所長 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社セブン銀行社外監査役

- (注) 1. 当社は、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、染谷一幸氏、増田亨氏、浅井隆氏は監査役を退任し、同日をもって新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 取締役御手洗尚樹氏、堤和彦氏、小野ジョディー氏並びに取締役（監査等委員）増田亨氏、浅井隆氏及び唐下雪絵氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との連携を図るため、染谷一幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員・常勤）染谷一幸氏は、長年にわたり当社の経営管理部門における業務に従事し、さらに当社中国子会社の総経理として経営全般に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）唐下雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）増田亨氏及び浅井隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2019年3月28日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋正氏、橋本伊智郎氏、監査役本橋信隆氏は任期満了により退任いたしました。
8. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
高 橋 正	常務執行役員 生産拠点特命担当
白 井 建太郎	常務執行役員 事業統括 購買本部長
市 川 功	常務執行役員 事業副統括 営業管掌 民生事業部長
中 村 剛	執行役員 顧客リレーション担当 電装第二事業部長
古谷田 東 一	執行役員 社長付特命担当
芝 崎 徹	執行役員 製造本部副本部長
古 今 敬 之	執行役員 管理本部長 事業基盤改革推進本部長
今 村 知 文	執行役員 経営企画本部長
権 大 勇	グループ執行役員 中国総代表

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	11名 (4)	382百万円 (26)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	4 (3)	36 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	11 (6)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度により、当事業年度において取締役（監査等委員を除く7名）に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額84百万円が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役（社外取締役を除く5名）に付与した譲渡制限付株式29百万円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した1億8百万円が含まれております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人分給与相当額は5百万円（支給人員2名）であります。
5. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が、監査役の支給額には監査役4名（うち社外監査役3名）の在任中の報酬額等の額が含まれております。なお当社は2019年3月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

② 報酬等の決定に関する方針

当社は2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別した報酬額を設定し、報酬の決定に関する方針を次のとおり定めております。

（１）金銭報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、固定枠と変動枠から成るものとし、報酬額は年額５億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）としております。また、監査等委員である取締役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠として年額１億８百万円以内としております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち固定枠部分は、各取締役の職位、職務の内容、他社水準、経営環境の変化等を勘案して決定しております。変動枠部分は、一定の業績評価指数による個人の業績評価に基づいて決定いたします。ただし、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることから、業績に左右されない固定報酬のみといたしております。

（２）株式報酬

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する中期インセンティブとして、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績に連動した信託型株式報酬制度を導入しており、３事業年度／６億円・１５０,０００ポイント以内（１ポイント＝普通株式１株）としております。併せて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額６千万円／年５０,０００株以内といたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ア. 取締役（監査等委員）増田亨氏は、増田亨法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 取締役（監査等委員）浅井隆氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 取締役（監査等委員）唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長及びフェリーチェコンサルティング株式会社の代表取締役であり、株式会社セブン銀行の社外監査役を務めておりますが、当社と同事務所並びに両社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取 締 役	御手洗 尚樹	当事業年度に開催された取締役会28回のうち25回に出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役	堤 和 彦	2019年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。工学博士として技術開発に関する豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役	小野シヨブエー	2019年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。大学教育分野における豊富な国際経験と人材育成等に関する高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	増 田 亨	当事業年度に開催された取締役会28回のうち、監査役として8回、監査等委員として19回出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査役会3回、監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	浅 井 隆	当事業年度に開催された取締役会28回のうち、監査役として8回、監査等委員として20回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査役会3回、監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員) 唐 下 雪 絵	2019年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回の全て、また、監査等委員会8回の全てに出席いたしました。公認会計士及び会計・システムのコンサルタントとしての豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 49百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 49百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおりその基本方針を決議しております。

なお、当社は、2019年3月28日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、基本方針の一部改定を決議しております。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業員が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役及び監査等委員並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する役員会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。

-
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
 - イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
 - ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
- b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
 - f. 当社内部監査部門及び監査等委員会が選定する監査等委員は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。
- vi 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- a. 監査等委員会の職務補助及び監査等委員会の事務局として業務執行から独立した使用人等からなる「監査等委員会室」を設置する。
 - b. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - c. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査等委員会は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。
- vii 監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**
- a. 監査等委員会でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会が定める監査等委員会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査等委員会に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査等委員会に報告するものとする。

-
- b. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、役員会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査等委員会の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査等委員会に提供するものとする。また監査等委員会が選定する監査等委員は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。
 - c. 監査等委員でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査等委員会に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

viii 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査等委員会の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門及び会計監査人との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査等委員会の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査等委員である取締役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び監査等委員である社外取締役の候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制の体制整備に努め、リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動や内部統制監査活動等において発見された内部統制の不備が取締役に定期・不定期に報告され、その適時かつ適正な是正が行われており、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることにより、業務執行の適切性を確保する一助としております。

② リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループの事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて迅速な情報収集、対応を図るとともに、関係部門に対する支援、社内注意喚起や啓蒙教育を行うなど、組織横断的な取り組みを実施しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

「マブチ倫理規範」を策定し、当社グループ全役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育を通じて、法令及び企業倫理・社会規範の遵守を徹底しております。また、職制ルートによらず通報、相談できる「倫理規範ホットライン」を整備・運用し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

④ グループ会社の管理体制

当社の海外グループ会社において、当該拠点国の法令等に基づく機関等及びこれを補完する内部組織によって内部統制を実施するとともに、グループ経営ビジョンを通じてグローバルに企業文化や価値観を共有し、グループ経営者会議や各種グループ部門長会議の開催、当社経営監査室によるグループ会社の業務監査の実施等によって、グループ全体の内部統制機能の向上に努めております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要な意思決定は、当社の経営環境を熟知し業務に精通した社内取締役及び独立社外取締役で構成される取締役会において行っております。取締役会は、経営上の意思決定と取締役の業務執行の監督に関する中心的な機能を果たしており、法令の定めるところにより、重要な業務執行の決定及び重要な業務執行状況の報告を行っております。取締役会において決定された事項は、代表取締役及び各業務執行役員を通じて業務の執行に移されます。取締役会は定期的にこれを開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

⑥ 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

独立性の高い社外取締役を含む監査等委員である取締役は、法令に基づくほか、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画、職務分担に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主な連結子会社の業務や財産の状況調査に加え、内部監査部門である経営監査室その他の内部統制部門、会計監査人等との連携により、取締役の職務執行を監査しております。また、監査等委員会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、常勤の監査等委員である取締役が委員長を務めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議しております。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、次の要件の充足を前提として、具体的な對抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(268,244)	(負 債 の 部)	(23,071)
流 動 資 産	173,510	流 動 負 債	17,121
現 金 及 び 預 金	110,369	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,003
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	21,913	未 払 法 人 税 等	1,966
有 価 証 券	2,301	賞 与 引 当 金	249
商 品 及 び 製 品	24,353	役 員 賞 与 引 当 金	172
仕 掛 品	954	そ の 他	8,730
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,572	固 定 負 債	5,950
そ の 他	5,101	長 期 借 入 金	635
貸 倒 引 当 金	△53	株 式 等 給 付 引 当 金	142
固 定 資 産	94,733	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,139
有 形 固 定 資 産	80,504	資 産 除 去 債 務	17
建 物 及 び 構 築 物	22,137	繰 延 税 金 負 債	2,716
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	30,951	そ の 他	299
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,487	(純 資 産 の 部)	(245,172)
土 地	6,640	株 主 資 本	248,084
建 設 仮 勘 定	16,288	資 本 金	20,704
無 形 固 定 資 産	1,144	資 本 剰 余 金	20,419
投資その他の資産	13,084	利 益 剰 余 金	216,974
投 資 有 価 証 券	10,980	自 己 株 式	△10,014
繰 延 税 金 資 産	704	その他の包括利益累計額	△3,035
そ の 他	1,433	その他有価証券評価差額金	3,456
貸 倒 引 当 金	△33	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
資 産 合 計	268,244	為 替 換 算 調 整 勘 定	△5,777
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△712
		新 株 予 約 権	124
		負 債 純 資 産 合 計	268,244

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) (単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			131,807
売上原価			90,776
売上総利益			41,031
販売費及び一般管理費			23,486
営業利益			17,544
営業外収益			
受取利息	830		
受取配当金	291		
為替差益	990		
スクラップ材料売却収入	1,378		
その他の	452		3,943
営業外費用			
株式関係費	150		
株除対象外消費税等	49		
その他の	434		634
経常利益			20,854
特別利益			
固定資産処分益	25		
ゴルフ会員権売却益	1		27
特別損失			
固定資産処分損	612		
臨時退職金	90		702
税金等調整前当期純利益			20,179
法人税、住民税及び事業税	5,091		
法人税等調整額	853		5,944
当期純利益			14,234
親会社株主に帰属する当期純利益			14,234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,704	20,419	212,594	△7,400	246,318
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	—	—	△5,379	—	△5,379
剰余金の配当 (中間配当額)	—	—	△4,453	—	△4,453
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	14,234	—	14,234
自己株式の取得	—	—	—	△4,082	△4,082
自己株式の処分	—	—	△137	1,468	1,330
非連結子会社合併による 利益剰余金増加額	—	—	116	—	116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の増減額合計	—	—	4,380	△2,614	1,765
当 期 末 残 高	20,704	20,419	216,974	△10,014	248,084

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,020	△37	△3,074	△897	△1,988	124	244,454
連結会計年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	—	—	—	—	—	—	△5,379
剰余金の配当 (中間配当額)	—	—	—	—	—	—	△4,453
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	14,234
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4,082
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	1,330
非連結子会社合併による 利益剰余金増加額	—	—	—	—	—	—	116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	1,436	35	△2,703	184	△1,047	—	△1,047
連結会計年度中の増減額合計	1,436	35	△2,703	184	△1,047	—	718
当 期 末 残 高	3,456	△2	△5,777	△712	△3,035	124	245,172

(注) 1. 2019年3月28日開催の第78回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	14,234
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,436
繰延ヘッジ損益	35
為替換算調整勘定	△2,703
退職給付に係る調整額	184
その他の包括利益合計	△1,047
包括利益	13,187
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	13,187
非支配株主に係る包括利益	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	20,179
減価償却費	8,581
退職給付に係る負債の増加額	70
受取利息及び受取配当金	△1,121
為替差損	22
有形固定資産処分損	586
売上債権の減少額	1,586
たな卸資産の減少額	1,033
仕入債務の減少額	△1,013
その他	△240
小計	29,684
利息及び配当金の受取額	1,152
法人税等の支払額	△5,006
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,830
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,635
定期預金の払戻による収入	1,635
有価証券の売却による収入	1,000
固定資産の取得による支出	△15,391
固定資産の売却による収入	81
投資有価証券の取得による支出	△802
その他	△133
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,246
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	635
配当金の支払額	△9,830
自己株式の取得による支出	△4,083
自己株式の売却による収入	1,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,132
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,149
V. 現金及び現金同等物の減少額	△2,697
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	113,560
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	110,863

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(168,537)	(負 債 の 部)	(13,227)
流 動 資 産	78,489	流 動 負 債	10,653
現 金 及 び 預 金	44,094	買 掛 金	7,009
受 取 手 形	165	未 払 金	1,559
売 掛 金	28,085	未 払 費 用	555
有 価 証 券	2,301	未 払 法 人 税 等	739
商 品 及 び 製 品	2,010	賞 与 引 当 金	249
仕 掛 品	13	役 員 賞 与 引 当 金	166
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,011	そ の 他	373
そ の 他	806	固 定 負 債	2,574
固 定 資 産	90,048	長 期 借 入 金	635
有 形 固 定 資 産	15,107	株 式 等 給 付 引 当 金	142
建 物	7,514	退 職 給 付 引 当 金	816
構 築 物	586	資 産 除 去 債 務	17
機 械 及 び 装 置	425	繰 延 税 金 負 債	813
車 両 運 搬 具	4	そ の 他	149
工 具、器 具 及 び 備 品	528	(純 資 産 の 部)	(155,309)
土 地	5,991	株 主 資 本	151,731
建 設 仮 勘 定	55	資 本 金	20,704
無 形 固 定 資 産	594	資 本 剰 余 金	20,419
ソ フ ト ウ ェ ア	310	資 本 準 備 金	20,419
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	278	利 益 剰 余 金	120,621
そ の 他	5	利 益 準 備 金	3,819
投 資 そ の 他 の 資 産	74,346	そ の 他 利 益 剰 余 金	116,802
投 資 有 価 証 券	10,910	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	120
関 係 会 社 株 式	16,096	別 途 積 立 金	170,119
関 係 会 社 出 資 金	39,094	繰 越 利 益 剰 余 金	△53,438
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	8,142	自 己 株 式	△10,014
そ の 他	136	評 価・換 算 差 額 等	3,454
貸 倒 引 当 金	△33	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,456
資 産 合 計	168,537	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		新 株 予 約 権	124
		負 債 純 資 産 合 計	168,537

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		93,568
売 上 原 価		70,805
売 上 総 利 益		22,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,444
営 業 利 益		6,317
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	184	
有 価 証 券 利 息	2	
受 取 配 当 金	6,600	
為 替 差 益	460	
そ の 他	165	7,413
営 業 外 費 用		
株 式 関 係 費	150	
そ の 他	20	170
経 常 利 益		13,561
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	7	7
税 引 前 当 期 純 利 益		13,555
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,872	
法 人 税 等 調 整 額	308	2,180
当 期 純 利 益		11,375

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819	124	170,119	△54,846	119,216
事 業 年 度 中 の 増 減 額								
剰 余 金 の 配 当 (注) 1	—	—	—	—	—	—	△5,379	△5,379
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	—	—	—	—	—	△4,453	△4,453
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	11,375	11,375
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	△137	△137
固定資産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—	△4	—	4	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の増減額合計	—	—	—	—	△4	—	1,408	1,404
当 期 末 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819	120	170,119	△53,438	120,621

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△7,400	152,941	2,020	△37	1,983	124	155,048
事 業 年 度 中 の 増 減 額							
剰 余 金 の 配 当 (注) 1	—	△5,379	—	—	—	—	△5,379
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	△4,453	—	—	—	—	△4,453
当 期 純 利 益	—	11,375	—	—	—	—	11,375
自 己 株 式 の 取 得	△4,082	△4,082	—	—	—	—	△4,082
自 己 株 式 の 処 分	1,468	1,330	—	—	—	—	1,330
固定資産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	—	—	1,436	35	1,471	—	1,471
事業年度中の増減額合計	△2,614	△1,209	1,436	35	1,471	—	261
当 期 末 残 高	△10,014	151,731	3,456	△2	3,454	124	155,309

(注) 1. 2019年3月28日開催の第78回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 檜崎 律子 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 智 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	檜 崎 律 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

マブチモーター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 染谷 一 幸 ㊞

監査等委員 増田 亨 ㊞

監査等委員 浅井 隆 ㊞

監査等委員 唐下 雪 絵 ㊞

(注) 監査等委員 増田亨、浅井隆及び唐下雪絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

また、当社は、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2019年1月1日から2019年3月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
電話047(710)1111



交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合

「松飛台駅」下車徒歩約7分。

- 常磐線・千代田線ご利用の場合

松戸駅乗り換え、新京成線「五香駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますが、本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。